

navigation

防災カメラサイトを開設しました

危機管理課 ☎0978-62-1802

防災情報を市民の皆さんへ迅速に伝えるために、防災カメラを市内10か所に設置し、「防災カメラサイト」で防災カメラ映像をライブ配信します。



■ 防災カメラサイト

ご家庭のパソコンやスマートフォンで、見たい時に見たい場所の映像(静止画で30秒毎の更新)を見ることができます。杵築市ケーブルテレビの市民チャンネルでもご覧いただけます。

通常時 交差点、橋の上などの道路交通状況を配信し、積雪の状況や行方不明者の捜索、防犯対策などにも活用します。

非常時 河川増水などの非常時には、カメラの向きを変え、増水や冠水の状況を配信します。大雨、台風などで増水が予想される河川の橋や冠水が予想される道路等の状況をリアルタイムに知ることができ、スムーズな避難行動等に活用できます。

防災カメラサイトはこちら
<http://www.kitsukobousai.jp>

有機栽培ですか？
首都圏には全国から自然の農産物、加工品が押し寄せます。その激戦の中で「ブランド」を育てるには、消費者動向への細心の注意が欠かせません。
一番敏感で詳しいのは、百貨店や大手スーパーで交渉と買付けをするバイヤーでしょう。美味しいのは当然。欲しいのは本当に安全で健康に良いものです。それでも収量も落ちます。それで有機栽培は手がかかる

方法です。
慢の農産物、加工品が押し寄せます。その激戦の中で「ブランド」を育てるには、消費者動向への細心の注意が欠かせません。
一番敏感で詳しいのは、百貨店や大手スーパーで交渉と買付けをするバイヤーでしょう。美味しいのは当然。欲しいのは本当に安全で健康に良いものです。それでも収量も落ちます。それで有機栽培は手がかかる

方法です。
首都圏には全国から有機栽培とは農林水産省の「有機JAS」規格に従い、原則として農薬や化学肥料を使わない栽培方法です。
これは、1月に開催した市の「ブランド推進協議会」主催の「目利き相談会」に集まつた市内の生産者に対して、首都圏バイヤーの皆さんがまず尋ねた言葉です。有機栽培とは農林水産省の「有機JAS」規格に従い、原則として農薬や化学肥料を使わない栽培方法です。

市長室から Vol.24

県独自の認証制度
現在、認証を受けている団体・個人は11。栄えある認証番号1番は8割以上が杵築市の生産者の「JAおおいたハウスみかん部会」、そして8番が「山香ゆうきの会」です。有機質肥料を使って農薬を減らし、安心・安全で美味しい米作りをしています。消費者の信用を得るのは大変です。しかし大規模市場が待ち望んでいます。チャレンジ精神溢れる人の参入を期待します。

navigation

里親になりませんか？

子ども子育て支援課 ☎0978-64-2525
大分県中央児童相談所 里親担当 ☎097-544-2016

里親とは、様々な事情により家庭での生活を送ることができない子どもを家族の一員として迎え、あたたかな雰囲気の中で豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育ててくださる方のことです。

赤ちゃんを短期間預かってくださる方や地域の子どもたちを短期間預かってくださる方など、県では、幅広く里親を募集しています。

以下の日程で里親募集説明会を開催します。関心のある方はぜひ説明会にお越しください。

◆里親制度説明会

※申込不要

【日時】

6月3日(金)
10時～12時

【場所】

杵築市役所 本庁舎
1階会議室



navigation

介護保険負担限度額認定の更新申請受付が始めます

市民課 介護保険係 ☎0977-75-2402

「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」に入所している人や、ショートステイを利用している人で、食費と居住費の減額認定を受けている人は、認定証の有効期限が7月末となっています。

8月以降も継続して、これらサービスの減額認定を希望する人は、更新の手続きを行ってください。

また、今回の申請より判定に非課税年金(遺族年金・障害年金)を勘案するようになります。詳しくは市民課 介護保険係までお問い合わせください。

【受付期間】 6月1日(水)～7月31日(日)

【必要なもの】

- 印鑑
- 認定を受ける本人と配偶者の通帳
(直近2か月の預貯金残高が確認できるもの)
- ※複数の金融機関の通帳を持っている方は、すべての通帳を持参してください。

【提出場所】 市役所各庁舎の介護保険担当窓口

navigation

高齢者向け給付金の申請書を、支給対象と思われる方に5月9日(月)から発送します

福祉推進課 総務・監査係 ☎0977-75-2405

ただし、申請書に口座情報の一部が印字されてない方については、「通帳の写し」が必要です。

●平成27年度臨時福祉給付金を申請されていない方
「本人確認書類」および「通帳の写し」が必要です。
(平成26年度臨時福祉給付金を受給された方で、口座の変更を希望されない方は「通帳の写し」は必要ありません。)

※「本人確認書類」… 運転免許証、健康保険証、住基カード等

※福祉推進課(山香庁舎)、本庁舎福祉窓口、大田庁舎市民生活係での申請も受け付けますが、混雑が予想されますので、なるべく郵送での申請をお願いいたします。

【申請受付期間】 5月16日(月)～8月31日(水)

【支給期間】 6月1日(水)～9月15日(木)